

Title	汪龍莊遺書を読む
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.7 (1919. 7) ,p.803(1)- 832(30)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190701-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

上り靈地に近く埃及バシアの手に俘囚となりしもバシアの愛娘メレヒザラに救はれ相共に手を携へて故郷に歸りしかばオッチリエは夫は固よりのこと夫の救ひ主をも歓迎し羅馬法王よりも重婚許可の令旨あり兩夫人共に陸みて夫に侍きけりされどメレヒザラは數年にして子なくして逝きオッチリエも數人の子女を擧げたる後夫に先ちて永眠せりと云ふのである。ユルンストは西紀一二六四年に死んだのであるが所謂考證史家の研究に従へば伯がルイ聖王に従て東征したと云ふことも羅馬法王が重婚を許可されたと云ふことも全然虚構に出でて居ると云ふことである。そは何れにせよ一夫一婦制度の行はるる西歐ではこのグライヘン伯に關する口碑は口碑丈けとしても兎に角珍らしいものであると云はねばならぬ。

西歐と異りて支那は一夫多婦制度の公然として行はるる處で大官は勿論碩儒でもその傳記墓誌を繕けば子女あるものは必ずその妻をも妻と共に一々列擧してある。故に妻妾團欒は支那に於ては少くも珍らしいことでは無い。併し妻妾の雙節が文豪詞宗の筆で盛んに推稱せられたること汪龍莊の兩母の如きは他に

類を見ぬであらう。明の永樂の初に方て江蘇常熟の朱昌の妻錢氏と弟朱亮の妻陳氏との貞節を表彰せんが爲に亮の子朱鉉が名卿碩儒に乞ふて雙節堂卷跋墨蹟を輯めたことはあるが是は義姉義妹雙節であつて妻妾の雙節では無い。然るに汪龍莊は父汪皆木の廣東に客死せる時僅に十歳なりしも生母徐氏二十九歳一歳の妹なる父の後配王氏を輔けて共に貧窶のうちに孤兒を鞠育して學に志さしめたので三十四歳の時に兩母の雙節を旌表せんことを有司に申請しかくて禮部から建坊の許可を得三十九歳の時に大義里聚奎橋の北岸に雙節坊を建て又三十六歳の時から藝林の名士に詩文を乞ひ爾來四十年の久しき一日も之を忘るることなく傳と云ひ誌と云ひ銘と云ひ誄と云ひ賦と云ひ詩と云ひその體は異れるが合計數千百篇を得たので遂に雙節堂贈言集六十二卷を爲すに至つた。故に乾嘉の際の文豪詞宗の全集のうちに汪氏兩節婦のことに叙及せぬものは殆んど無いと云ふても可い。汪龍莊の著述を彙刻したのも亦雙節堂雜錄と云ふ題名の下に行はれて居る。是は又珍らしいことであつてその珍らしさはグライヘンの墓表の珍らしいのと憚ぶ處は無い。併し西歐の道德の標準から見ても非難さるゝ一夫

多妻制度を顯昭することに努めた汪龍莊も支那に於ては忠誠篤實な一人格者である。

(1) 『夢痕錄餘』六十五枚參看

(2) 上掲書五十一枚乃至五十二枚に曰く見竹汀宮詹文集、刻所撰先人傳銘、作書命繼坊過縣親謝。嚮乞贈言今見入稟者、文則虛學士文紹抱經堂文集、宋太史士瑋梅厓文集、吳祭酒錫麒有正味齋集、魯明府仕驥山木居士外集、鄒孝廉方鏞大雅堂集、羅孝廉有高尊開居士集、邵學士晉涵南江文鈔。詩則杭太史世駿道古堂集、吳侍講壽昌虛白齋存稟、張徵君雲錦蘭玉堂集、朱明府坤餘盤叢書、徐明府志鼎吉雲草堂集、吳孝廉蘭庭南雪草堂詩集、鍾明經駕鼉海六詩鈔。賦則陶州司馬廷珍午莊賦鈔。圍秀則屈鳳輝步月樓詩鈔、沈彩春兩樓集、潘素心不柳吟。總集則越風兩浙輞軒錄。詩話則戴太常路吳興詩話。先人均得附以傳矣と是れ嘉慶五年汪龍莊七十一歳の時に記す所なり。八年に至り又曰く讀帶湖雙節賦注、知二林居集、載書雙節贈言後、二林居者、彭進士紹升集名也。近年見附言刻入本集者、又有朱學士筠筍河文鈔、朱相國珪知足齋詩集、吳棧客齋經樓詩鈔、未見者、當更多矣。(上掲書七十四枚)と。更に十年には陽湖洪編修雅存齋吉過訪、出贈更生齋集、有跋輝祖所撰、二母行狀一篇、情詞真摯至文也(上掲書八十三枚)と記せり。又『病榻夢痕錄』卷上六十二枚には兵部尚書紀昀より五言古詩一首を贈られたることを記せるが、『紀文達公遺集』第十卷に汪氏雙節詩を收む。吳山尊の『吳學士文集』卷四にも蕭山汪氏雙節事實跋の一節を録す。

二

汪龍莊の祖先は南宋の時に浙江省は寧波府の鄞縣から錢塘江口に近い紹興府蕭山縣の大義村に移つて代代實業を營んで居つたが父汪皆木は名を楷と云ひ刑名の學を治め雍正十年から乾隆四年まで河南省衛輝府淇縣の典史の職にあつた。典史とは知縣の屬官で清代には縣獄及び捕盜のことを掌つて居つたが明以前に縣尉が捕盜を掌つたので典史は又尉とも呼ばれて居つたのである。然るに留守中に弟汪模が祖父の丹誠に成つた百餘畝の田を殆んど賣却し盡したので貨殖の途を講せんとして遠く廣東に赴いた汪皆木は間もなく客死した。時に乾隆五年の十二月であつた。抑も汪龍莊の郷里の大義村で生れたのは雍正八年十一月十四日の曉で祖父は初孫のこととて大に喜んで咳名^{をな}を垃圾とつけた。垃圾とは塵土穢積の意味を現はす俗語で祖父は後に之を説明して取其賤且多而有資於農也と云ふて居る。如何に咳名でも芥溜では聊か恐れ入らざるを得ぬ。次で五歳の時に初めて師に就きて名を熬と改め七歳の時に學問上達の見込ありと見て祖父が更に名を輝祖と定めたのである。煥會と云ふ字は十五歳の時に塾師徐冕の命名

に係り龍莊とは二十九歳の時に鎮龍莊に居ると云ふので定めた雅號で、晩年には又歸廬主人とも號した。

支那の約婚制度は又特別で汪楷は北京滯在中親友なる浙江省紹興府山陰縣の王宗閔に雍正八年六月出生の一女子あるとを聽きて汪龍莊の妻となす可きことを約したのでその二十歳の時に結婚の式は行はれた。然るに王氏は長子繼坊并に長女を擧げたが四十一歳の年の四月に病死したのでその十一月に同邑の曹韞奇の女を後妻に迎へ又是より先三十歳の時に媵婢楊氏を妾にした、四男繼培五男繼壕は曹氏の出で次男繼壻三男繼埒は楊氏の出であつた。その他女子も數人あつたが汪龍莊は勤儉身を持したので老後は益す家門も榮え嘉慶十二年三月二十四日に七十八歳の高齢で笑を含んで永き眠に就いた。待妾は置いたものの夫妻の伉儷は極めて睦しかつたので乾隆五十一年五十七歳の時謁選に與らんとして上京の途上常州府武進縣毘陵駟に一泊した時の記事に左の如く見えて居る。

憶乾隆十八年外舅令武進余爲贅壻外舅丁憂解官常州太守胡公延余入幕十九年二月子身襤被由杭州附漕板船房艙初八日晚出潞墅關順風揚帆三更至此大雨如

注舟人促上岸無可駐足借宿駟舍駟子以余寒寒不過問獨坐皇華亭五更燭滅愁慘長吟雨聲與吟聲相答邏者訝之告以故假燭半枝至黎明謁太守旅行苦逆風不謂順風轉足爲累三十餘年客游惟此宵最爲悽寂故余一生幕脩所入不敢妄費一錢回首前塵久成陳跡念贅居時情事如在目前而前婦亦登鬼錄十有七年方余困院時前婦有言夫子必貴恐我不及冠帔耳今何如耶不禁淚潛潛下作感舊詩八十韻⁽⁶⁾八十韻を誦せずともこの至誠を籠めた文字を讀んだのみで汪龍莊の人格は偲ばるゝのである。

汪龍莊が幕友生活を始めたのは二十三歳の三月に外舅王宗閔の松江府金山縣令となりしを訪ひて書記と爲り月脩三金を受けた時のことであつて王宗閔が武進に轉任したのはその翌年のことである。然るに二十五歳の年に王宗閔が喪に服して官を辭したのでその推薦を受け歳脩一百六十金の約束で揚州の鹽商程氏の秘書と爲らうと一旦決心したが程氏の倨傲なるを聞て之を辭し更に歳脩二十四金の少額なるを意とせず常州の知府胡文伯の書記に聘せられ翌年その江蘇督糧道に陞任するや毎月八金の増俸を受くることゝなつた。抑も幕友一に幕賓

は通俗には師爺と稱しジャイルズの『漢英字典』に *the private secretaries in a yamen* として説明してある通りで通常刑名錢穀書啓の三種に分れ之に徽比硃墨を加へて四席とも稱して居るが、最も収入の多いのは刑名と錢穀とである。『病榻夢痕錄』乾隆五十年の條に余初幕時、歲修之數、治刑名不過二百六十金、錢穀不過二百二十金、已爲極豐、松江董君、非三百金不就、號稱董三百、壬午○乾隆二七以後、漸次加増、至甲辰○乾隆四九乙巳○同有至八百金者、其實幕學幕品、均非昔比矣、と見えて居るが、汪龍莊も當初より刑名の學を究めて最も束脩多き刑名師爺たらんと志し三十一歳の時に漸くその志を遂げ爾來五十六歳に至るまで幕友として各地に奉職した。乾隆三十八年の新例で本省の幕賓を用ゐることを禁ずることゝなつた際も時の浙江巡撫は地方の情形に暗熟するものを留任せしめ、汪龍莊も依然として海寧縣に止まつた。五十六歳にして愈よ幕友生活を止めた時に自壬申○乾隆一七佐幕、至是三十四年游江蘇九年、浙江二十五年、擇主而就、凡十六人、俱有賢聲⑥と記して居る。

幕賓として刑名のことと執掌する傍汪龍莊は經學制義の研究をも怠らず乾隆十一年に童子試に及第し同三十三年に郷試に及第して舉人となつた時に三十九

歳である。是より先三十七歳の時に臺灣知府から一千六百兩の歲脩を以て幕賓として招聘せられたが母王氏の反對で之を辭したので王氏は衷心不安を感じて居つたと見え郷試及第の報に接するや汪龍莊に向て三十年來、惟今日略一舒眉、吾庶幾可以對汝父矣、自阻汝臺灣之行、每慮厚脩不可多得、使汝去、今年安得中、知諸事有前定也⑥と語つたのである。而して郷試は實に九回之に應じたのであるが公車四度上京して乾隆四十年四十六歳にして禮部會試に及第して進士と爲つた。然るに母王氏死去の報に接したので行李匆々南歸し爾來幕賓たること更に十年、五十七歳にして初めて湖南省永州寧遠縣の知縣に擧げられ政弊を除き風俗を革め學校を興し訟師を戒め大に治績を擧げ、更に六十一歳にして道州の知州に轉任したが殺人事件の臨檢に赴きて左足を傷け遂に辭表を出すに至つた。然るに湖南按察使が曩に汪龍莊の斷獄の才を利用せんとして能はざりしを憤りて虛病を唱へて責任を避けんとするものなりと主張せしが爲遂に革職の處分を受くることゝなつた。併し阮元が循吏汪輝祖傳を撰んだのを見ても地方官として成功したことが思はる。かくて汪龍莊は乾隆五十七年閏四月に蕭山に歸り縣城の南汪

家術に邸宅を購ひ之を樹滋堂と名けた時に六十三歳であつた。

- (1) 『病榻夢痕錄』卷上、二枚
- (2) 上掲書五十七枚

(3) 臨時臺灣懲罰調查會の『清國行政法』第壹卷には各官廳共通の幕友として刑名師爺と錢穀師爺とを擧げたが、『佐治藥言』には州縣幕友、其名有五、曰刑名、曰錢穀、曰書記、曰掛號、曰徵比、劇者需才至十餘人、簡者或以二三人兼之、其事各有所司、而刑名錢穀、實總其要(十六枚)とあり、又『學治臆說』には幕賓之名、曰刑名曰錢穀、曰徵比、曰掛號、曰書記、其大較也、刑名錢穀、動係考成、盡人而知其常重矣、抑知賦繁之地、漏催捺閣、及大頭小尾諸弊、實皆徵比核之、而詞訟案牘、刑錢多不上緊、全在號友稽查催辦、至書啓、庸拙疏忽、亦足貽笑、招尤、無一可以易(卷上、三枚)とあり、書記書啓は書啓先生とも書裏師爺とも云ひ the corresponding secretary in a *journal* なることは説明を要せず、徵比は征收錢糧而比較其多寡之數することなりと『辭源』に見ゆ、稅務屬に當れり。掛號は登記なり但し登記官と云ふよりは廣義にてシ、ヤイルズには "register—as the name of any one enrolling himself; as the entry of a despatch received or sent, etc. etc." とあり。

- (4) 『病榻夢痕錄』卷上五十四枚。
- (5) 上掲書、卷上五十三枚
- (6) 上掲書、卷上三十六枚
- (7) 『研經室集』參看。

三

歸郷後の汪龍莊は一度巡撫の依頼で西江塘の修築工事を督した外は戸を閉ちて書を讀み會心の友と文通するのみであつた。支那では會試なり郷試なりに及第した際の試験官に一生師事するの美風が行はれたが、會試の際の試験官の一人たりし陝西省韓城の王杰は間もなく浙江の學政となつて杭州に赴任したが爲汪龍莊は特にその値遇を受け王杰の歸京して臺閣に立つことになつてからも文通は絶えなんだ。王杰の尺牘はすべてその全文を『病榻夢痕錄』並に『夢痕錄餘』に載せてある。汪龍莊の友人のうちで『雙節堂庸訓』に亡友として載せてあるのは孫西林、羅臺山、孫遲舟等數人に過ぎぬが、『病榻夢痕錄』に従へば三十八歳の時より邵二雲に四十歳の時より羅臺山、章實齋に四十八歳の時より鮑以文、魯紱非に交を結んで居る。鮑以文は『知不足齋叢書』の編者で嘉興府の桐邑に住して居つたが爲汪龍莊が郷里に勇退してからは必ず一年に一回は之を訪問して交情を温めたのである。汪龍莊七十六歳の時鮑以文の訪問を受けて予交以文四十年雙節詩文刻碑鏤板、具費心力、爾來歲一訪予、今七十有八、精神愈健、談說舊事、靡靡可聽、於書籍尤彈見洽聞、嘗

勸其錄記異同存佚、以資攷訂、以文每笑領之、至今尙未屬筆、と記して居る。翌年も亦以文の訪問したことは、繼坊等の追記に見えて居る。眞に羨む可き交りと云はねばならぬ。

鮑以文は嘉慶十九年に八十七歳の高齡で歿したが、邵二雲も魯絜非も章實齋も共に汪輝祖に先てこの世を去つた。邵二雲は名を晋涵と云ひ、汪輝祖より若きこと十二歳なりしも、互ひに深く相許して居つたので、嘉慶元年にその訃報を得た際には、痛く之を惜み、聞邵學士二雲、晋涵卒於官、余自友二雲、始得知天下士、羅臺山、魯絜非其最也、二雲每握手、必以道義相勵、常戒余伉直太過、恐處事易近、書來亦然、余敬佩不忘云々と記して居る。蓋し邵二雲の如きは眞の益友である。魯絜非の乾隆五十九年に物故した際には、別に何とも所感を記して無いが、修交の時のことを記して介劄二雲、乞江西新城魯君絜非仕曠、撰雙節文字……魯絜非撰汪氏世德傳、寄惠并道締交之意、余未敢許、既而書屢來、陳義甚篤、聞其內行修謹、并讀所寄彙、如義莊儲穀諸事、仁心實行、具可師法、遂齒序焉、余生平神交絜非一人而已、手書最多、規戒之言と云ふて居る。所謂畏友の類か。章實齋が嘉慶六年に病死したこの報を得た際は、聞章實

齋十一月卒、余交實齋三十二年、踪跡闊疎、甲寅五〇乾隆歸自湖北、就館近省、往來吾邑、必過餘叙談、見余課述、輒作序言書後以贈、去春病警、猶事論著、倩寫官錄草、今夏屬誌歸廬、實齋易名豫室、中有數字未安、郵筒往反、商榷再三、彙甫定、而疾作、遂成絕筆、昔二雲言、實齋古文根深實茂、重自愛惜、從無徇人牽率之作、文彙盈篋、數月前屬穀膝編次、異日當有傳人也、と汪龍莊は哀悼の意を表して居る。

(1) 『夢痕錄餘』八十八枚

(2) 上掲書九十三枚

(3) 上掲書五十六枚

(4) 『病榻夢痕錄』卷上、四十五枚

(5) 『三史同名錄』序文は嘉慶戊午(〇三年)章實齋の作なり。

(6) 『夢痕錄餘』六十五、六枚。章實齋の子華、紙の『章氏遺書』序文にも、易簣時、以全稿付蕭山王穀膝先生、乞爲校定、時嘉慶辛酉年也とありて、實齋の死亡の年は明なれど、疑年録五種にもその享年不分明なりしと見え、收録して無い。然るに實齋の任大椿別傳(碑傳集)卷五十六并に『國粹學報』第六期收録に、君與余同乾隆三年戊午生とあるので、實齋の享年は六十四歳なりしことが知らるる。

四

黄宗義、萬斯同、全祖望等出でてより、錢塘江の右岸浙東の地は史學の淵藪となつたが、乾嘉の際には邵二雲、章實齋が實にその代表者であつた。邵二雲は『四庫全書總目提要』の史部を起草し、『永樂大典』、『冊府元龜』を底本として、『舊五代史』を復舊し、當時の碩儒王蘭泉をして君之於史學、演衍蘊蓄、囊括富有、更非人所及也と評せしめた。章實齋は學界に激賞さるる『文史通義』の著者で、その浙東學術を論じて史學所以經世、固非空言著述也、且如六經、同出於孔子、先儒以爲其功莫大於春秋、正以切合當時人事耳、後之言著述者、舍今而求古、舍人事而言性天、則吾不得而知之矣、學者不知斯義、不足言史學也、整輯排比、謂之史纂、參互搜討、謂之史考、皆非史學と云へるの意氣は實に斗牛を吞吐するの概がある。身浙東に生れ而も邵二雲、章實齋と莫逆の交を結んだ汪龍莊であるから、史學にも亦興味を有し、地方官の心得を説いた時にも暇宜讀史と題して、經言其理、史記其事、儒生之學、先在窮經、既入官則以制事爲重、凡意計不到之處、剖大疑、決大獄、史無不備、不必刻舟求劍、自可觸類引伸、公事稍暇、當涉獵諸史、以廣識議、慎勿謂一官一邑、不足見眞實學問也と云ふて居る。其の著述に史學に關するものの多きは固より當然のことである。

汪龍莊が殿版の二十一史を始として、『舊唐書』及び『明史』全部を手にしたのは四十八歳の時のことで、爾來幕務の餘暇に之を通讀し、且後の閱者の便を圖て登載されて居る人物の姓の頭字を韻に從て排列し、乾隆四十八年の冬に『史姓韻編』六十四卷を脱棄した。恰も吳興の歸安縣の幕友をして居つた時であつて、五十四歳のことであつた。その後湖南の寧遠に知縣となつてから、上木を企てたと見え、病榻夢痕錄』乾隆五十五年の條に、適舊纂史姓韻編六十四卷、彙初成、梓訖と記してある。この書は實に浩瀚な二十四史の Personal register で、羅振玉氏は既に二十六歳の時の著述でその舛誤を指摘して居るが、而もその極めて便利なるものであることは之を認めて居る。扱『史姓韻編』の自序の末文に、顧時方有九史同姓名之錄、唐以後採錄稍詳、而南北史以前、諸多漏佚、竟全史而益之行有完書、庶幾俟諸異日乎とあるが、乾隆五十八年に寧遠で上木の業を了つた『九史同姓名略七十二卷』はこの先輩の著書を補訂したものであらう。かくて汪龍莊は更に親ら『二十四史同姓名錄』の編纂に従事し、姓名一萬四千五百有奇、同姓名者四萬三千有奇を得て、一百六十卷の書を成したが、この書は遂に稿本の儘子孫に保存せられたものと見える。晩年には専ら力を

遼金元『三史同名錄』と『元史本證』とに注ぎ同名錄三十九卷は嘉慶六年八月望後三日に公にされ、『元史本證』五十卷は之に次で十月望日を以て開雕され翌年上木の功を竣つた。『夢痕錄餘』に記して曰く二月二十日本證成、自此不復讀史矣⁽⁹⁾。この書は錢大昕の元史考異をも参照してあつて後に『紹興先正遺書』のうちにも收められて居る。

章實齋をして評せしめたならば『史姓韻編』、『三史同名錄』は史纂、『元史本證』は史考であつて史學では無いと云ふかも知れぬ。而も汪龍莊の志は經世濟民の史學に在るので、その乾隆四十五年⁽¹⁰⁾に初めて割剗に附した著書は蕭山縣の節孝貞烈の事實を收録した『越女表微錄』五卷でこの書は更に増補されて八卷となつた。寧遠に知縣としても移風易俗大に治績を擧げその顛末を記した『善俗書』一卷を第一に管内に配附し又寧遠道州兩地の節孝婦女の事蹟を録して『春陵褒貞錄』二卷を撰んだ⁽¹¹⁾。併しこの三種の書よりも廣く行はれ之に由て汪龍莊の眞に循吏たりしことを後世に知らしむるものは『佐治藥言』と『學治臆說』との兩書である。『佐治藥言』は乾隆五十年に幕賓生活の足を洗つた時の作で幕賓の心得を説いたもの、又『學治臆

說』は乾隆五十八年に道州知州を辭して湖南省城長沙淹留中地方官の心得を記したものである。共に實務に切實な書物で又清朝の地方政治の實際を研究するものの坐右に缺く可からざる述作である。『佐治藥言』二卷は鮑以文直ちに之を『知不足齋叢書』の第十二集に收め、『學治臆說』二卷も『善俗書』と共にその第二十四集に加へたと云はれて居る⁽¹²⁾。王杰の如きは『佐治藥言』を重刻して地方に赴任するものの別を告ぐるものには必ず一本を贈つた。賀長齡の『皇朝經世文編』にも吏政の部には數ヶ處に兩書を抄出し卷二十五幕友の條の如きは殆んど全文、『佐治藥言』の拔萃である。

汪龍莊は又乾隆五十九年六十五歳の時に『雙節堂庸訓』六卷を撰んで五子に分つたが要するに北齊顏子推の『家訓』、南宋袁采の『世範』の遺漏を補はんとしたもので全篇を述先律己治家應世蕃後述師の六綱に分て家族主義の道德を通俗に説いて居る。袁了凡先生功過格、是檢身要術、余於佐幕時嘗試行之、藉以自飭と云ふてるのは『陰隲錄』の所謂功過格の訓を親から實行したので、以て汪龍莊の篤實の人物であることを知り得るが、十五歳の歳に『太上感應篇』を父の敗箴に得てより毎日拂曉食前

に必ず之を讀誦したるが上、歴五十年、幸不爲大人君子所棄、蓋得力於經義者猶少、而得力於感應篇者居多⁽¹⁰⁾とて因果の説を信じて居つたのは決して笑ふ可きでは無い、寧ろその誠意に對して敬服せねばならぬ。蓋し『太上感應篇』は支那に於ては『論語』以上に民衆からバイブル視されて居つたのである。次で一年を隔てて嘉慶元年汪龍莊は更に『病榻夢痕錄』と題する年譜體の自傳二卷を撰んだ。その脱稿して序文を撰んだのは七月一日であるが更に之を續けて嘉慶十一年病歿の前年の元旦に擲筆したのが『夢痕錄餘』である。自傳は得て手前味噲に流るるものであるのにこの書には毫もかゝる厭味が無い。寧遠の知縣に任せられて都門を出る時煥曾佐治有年矣、於律文信能通其意、而劑于平矣、自恃其能、以事上官必傲、以待同列必驕、其御下必復、傲也、驕也、復也、吾未見其道之得行也⁽¹¹⁾と戒めたる邵二雲の贈序の全文を載せたるのみか、更に道州に知州たりし時一訟師の頰を怒りに任せて敲打したことを明記して居る⁽¹²⁾。夢痕錄は實に誠實なる汪龍莊の告白である。正確なる史料である。汪龍莊の人物と著書との紹介は是に止めて以下餘談として當時の經濟事情の一端をこの史料に由て聊か説明して見よう。

(1) 翰林院侍講學士充國史館提調邵君晉涵墓表。

(2) 『文史通義』內篇卷五、二十枚。

(3) 『學治臆說』卷下、十六枚。

(4) 『史姓類編』自序。

(5) 『病榻夢痕錄』卷下、二十九枚。

(6) 『眼學偶得』十四枚に曰く汪氏祖史姓均編爲讀史者之要領、良便學者、間有外誤、爲舉正於此云々。

(7) 『病榻夢痕錄』卷下、四十一枚。

(8) 同上、七十八枚。

(9) 『夢痕錄餘』六十枚。

(10) 同上、六十六枚。なほ嘉慶八年の記事に歸讀元史、嘗取明南北監本、以校新刻本、頗有異同、撰元史正字、草藁未定、閏月精神、稍強、因排比先後、釐爲八卷、復令兒輩編寫、二十四史希姓錄四卷、讀史掌錄十二卷、過眼雜錄四卷、皆平時隨手摺記者とあり、何れも史學に關するの撰述なり。

(11) 『病榻夢痕錄』卷上、四十七枚。

(12) 上掲書卷下、二十九枚に曰く余初蒞寧遠、舊俗尙未盡善、嘗次第諮詢示禁、至是釐爲善俗書一卷、鑄版頒行、士民稱便。

(13) 同上五十枚に曰く譚春陵襄貞錄一卷紀寧遠道州兩任扁表幽隱節孝婦女、鐫成、即寄寧

道以備修志時採入。

(14)『夢痕錄餘』九十三枚に繼坊等が追記した處に嘉慶十一年の九月二十三日、鮑綠飲先生來、知學治應說、善俗書、刻入知不足齋叢書第二十四集とあれど同叢書の通行本には兩書は収録しあらず。

(15)『雙節堂庸訓』卷五、二十四枚。

(16)上掲書卷二、六枚。

(17)『病榻夢痕錄』卷上、六十五枚。

(18)上掲書卷下四十五枚に曰く、先是州有訟師、曰陳禹錫、老而黠、以攬訟爲業、余怒批其頰、禹錫恨次骨、知余忤臬司、改名陳君寶、糾州生營陽何竹筠、及生監併生二十餘人、訐余加徵淨收。

五

支那の中産階級は大凡そ幾許の財産を有して居るであらうか、勿論時と處とを異にするに從て相違のあることで一概には之を律することは出来ぬであらうが、方望溪が雍正二年に兄の子道希兄弟に與へた家訓のうち、金陵上田十畝、一夫率家衆力耕、豐年穫稻、不過三十餘石、主人得半、乾暴減十二、米之得六石餘、以給下隸、之食與衣、不贍也、程子曰、吾輩暨妻子僮僕、皆不耕而食、不織而衣、更不治經謀道、則爲世大蠹、

可不畏哉、計中人之家主人一身調度必殫上農夫五家之力、妻子一人所費役三家、僕婢半之、吾家親屬及僕婢、近四十人、常役上農夫百家、終歲勤動以相奉給、果何德以堪之、云々とある。支那の一畝は約我が六畝とすると支那の十畝即ち我が六反歩が農夫一戸の耕作面積となるのである、又支那の一石を我が五斗七升とすれば六反歩の田から十七石強の粃を得て乾燥に由て二割を減じ地主も小作人も各々米三石四斗二升を得る計算である。此計算は稍少きに失するやうであるが或は越石なるが爲地主の収入のみがしかく少いのであらう、そは兎に角中産階級一家の生活には小作人百戸の耕作する程の不動産を所有して居らねばならぬと云ふのである。併し是は南京に於ける生活を云ふたので汪龍莊は余少聞故老言、中人之家、有田百畝、便可度日とて爾時上田不過畝直銀十三四兩、每兩作制錢七百文、或七百四五十文、計田一畝止錢十千餘文なりしことを述べ更に今上田畝直制錢三十五六千文、有增至四十千者、東鄉較賤然亦自二十七八千、至三十千文、里人多瘠、其田半闢於杭人、佃戶利種杭田、可減租額、故近年租入較絀、田百畝計歲得租米一百餘石、頗雜稅和水、斗止直錢一百七八十文、條銀南米約費二十石之直、十餘口之戶、支給不易、況不能百畝者乎。

と時勢の變遷を説いて居る。蕭山縣は省城に近いので田地が次第に杭州在住富豪の手に歸し小作人が越石を作るを利とし土地の地主への小作米が正直に納附せられぬと云ふのは實際であらう。但し汪龍莊は六十四歳の時に余不幸少孤、先人遺田十數畝、典質至再、幸得歸原、佐幕數十年、增田七十畝、以四十餘畝爲累世祭産、五男所受數畝而已、四年爲吏、祿羨無多、不足置産酌分、兒輩聽其治生と記して居るが先づ中人の生活を營んで居つたこと、思はるる。

物價の騰貴したことは他にも興味ある記事がある、即ち『夢痕錄餘』の嘉慶六年の條に四月朔、屬梓人開雕三史同名錄、曩刻雙節贈言初集、每百字、版片寫刻共制錢五十六文、迨刻續集、增工價七文、丙辰○嘉慶元兒輩刻夢痕錄、又增十七文、今欲仍八十文之數、承攬者、尙有難色、疆而後可、昨年以文言、杭蘇已至一百十文、而刻手不如初集之工、鏤版日增、勢實使然と記してある。物價の自然に騰貴したこと、又杭州蘇州と蕭山との間に多少の相違のあることは之を知ることが出来る。米價に至ては勿論歲の豊凶に由ても相違があるが汪龍莊は乾隆五十七年に食米一斗制錢二百八九十より三百十餘文の間を往來せるを叙し往時を追想して憶十餘載時、米價斗九十、或一百文、

間至一百二十文、即共訝其貴、乾隆十三年、價至一百六十文、草根樹皮俱盡、地中產土如粉、人掘以資生、名曰觀音粉、有食之至死者、十餘年來、此爲常價、或斗二百錢、則以爲賤矣、と云ふて居る。飢饉の時に於ける慘狀は乾隆五十一年運河に由て北上せる際の記事に見えて居る。無錫では米價一石四千三百錢、丹陽では四千八百錢であつたが更に宿遷縣の洋河鎮では米至制錢十千二百文、一石、豆價與米等、豆腐一斤錢、十六文、麪一斤錢七十六文、屍橫道路とあるが思ふに虚構の言では無からう。汪龍莊はこの記事に接して更に土人謂、二麥大佳、然兩岸田多未種、蓋人皆逃亡或死、屋上所蓋葦稈亦俱毀去、又行三十里、爲亭濟剛、見八九歲女子、多有父母引至客船、覓主願收養者、聽覆之則涕泣而去、夫婦二人、年俱二十許、沿河呼號、夫欲賣婦自活、蘇州衛前幫舵工、以四千錢受之、一老人挈女子一年十七、男孩一年五歲、女子得錢二千、男孩無人過問也、：舟次阜河、登岸、有婦數人、掘野草、一種狀如辣蓼、長寸許、葉有微毛、土名蒜梨子、可屑粉爲麪、一種葉如菊、土名灰菜、可炒食、一種如葱、中空而叢生、土名寶葱、亦可煮食、婦曰、此間食野草者數月、食之而發腫脹、不旬日而死者、所在多有、死無棺、埋於土、輒被人刨發、刮肉而啖、余不信、一婦引至河岸、有土穴四處、俱刨開、骨猶狼籍、并有剝下屍遺破衣在地、爲

之慘然と述べて居る。

話しは米價に戻つて乾隆五十九年には夏間米一斗、錢三百三四十文、往時米價至一百五六十文、即有餓殍、今米常貴、而人尙樂生、蓋往年專貴在米、今則魚蝦蔬果、無一不貴、故小販郵農、俱可糊口と云ふてある。諸物價すべて騰貴すれば米價貴きも苦情は起らぬ筈である。嘉慶二年には米價平減とあるのみであるが三百文内外となつたのであらう。七年には蕭山諸暨兩縣に水災のあつた爲か春夏米價日昂、石直錢三千一二百文、至冬初稍減、新米尙須二千六七百文不等と見えてる。九年には三月二十九日至五月十七日、陰雨連綿、十八日後亦晴雨相間、三江開大開、無所宣洩、東鄉田皆更種、石米直錢四千二百文、幸六七八月晴和、禾皆茂盛、收成尙七八分、木棉亦大熟、民氣稍紓とて水害の爲に米價の一時騰貴せしことを記して居る。翌年は、更にこの影響に加へて自三月初長雨、至五月霽後方晴、去冬市米石值三千文、入春漸貴、至夏至每石四千五六百文となつたのでそこで官爲平糶於祇園寺、設廠給票、二十九日、鄉民赴寺領票、擁斃婦女六十餘人、人情凶慘、官爲給費埋葬、其有受傷歸斃者尙數十人、嗣後毎日領票、多有傷折皮骨、飢餓餘生、不能復辨藥物、常致殞命、同人公捐、給資爲醫藥

埋葬之費した、そこで汪龍莊は豈寔人劫數使然、抑辨理者之未善也と評して居る。但し是歲雨暘時若、秋收豐稔、惟石米值錢三千文未減、木棉中下、市價甚昂とある。是が米價に關する最後の記事である。

康熙雍正から乾隆の末年に掛けて清朝はその盛時に達して來たので物價の一般に騰貴してきたことは當然の次第であるが錢價の變動如何を考へて見ぬと物價に就て輕々しく斷定を下すことは出來ぬ。『大清會典事例』戶部錢法の條に錢價の項があつて之に従ふと順治帝の頃錢一兩に對して制錢一千文と定めて居つたが漸次制錢の缺乏した爲か康熙六十年には從來八百八十文であつたのを七百八十文と定めた。而して降て道光十年に一千一百文と定め更に降て光緒七年に一千七百元と定めたことは會典事例に見えて居るが乾隆嘉慶時代に就ては何等の記載が無い。故にこの點に於て夢痕錄の記事は大に參考に爲るのである。先づ乾隆五十七年の條を見るに辛巳^{二〇}乾隆^{二六}以前、庫平紋銀易錢、不過七百八九十文、至丙午^{五〇}乾隆^一猶不及一千、至是可得一千三百文とある。五十九年には更に紋銀が騰貴して一千四百四五十文となつた。而して當時益す増加した私鑄錢は嘉慶元年に

制錢一に對して五の割合を以て通用す可しと定められた。⁽¹⁴⁾ 嘉慶二年には紋銀一兩は制錢一千二十文⁽¹⁵⁾に下落し五年には一千文と爲り⁽¹⁶⁾六年には更に下落したので庫紋直制錢九百文、亦與二十年前略同と云ふてある。⁽¹⁷⁾ 但し是に次で惟市肆制錢稀少、每九十四文、作足錢百文、名曰大錢、仍攙私錢三四十文、用者輒轉受虧錢、肆因以得利、怨皆次骨、而黠徒不郵也、とて制錢拂底の爲に私利を營める錢莊を責めて居る。

庫平紋銀は即ち馬蹄銀にして取扱極めて不便に制錢はその數量一般の需要を充すに足らず墨銀の一度支那に入るや忽ちにして全土に流通するに至つたのは當然のことである。李調元の『南越筆記』に花邊錢、以銀鎔爲錢樣、面有水草燭臺諸紋、間有作人馬形者、邊輪有花、俗稱花邊錢、其大小遞分、減爲五等、輕重皆有度、便於嚮物、市中間用之とあるは正に墨銀のことで大小遞分、減爲五等とは八リアル四リアル二リアル一リアル半リアルの五種を爲して居つたのを云ふのである。李調元は乾隆三十九年に廣東に赴任したので墨銀は當時から廣東に行はれ始めたのであらうか、汪龍莊は銅錢制作一定せず墨銀の次第に行はれしことを記して錢肆易錢、價無一定、自驚眼、以至制錢凡數等、雜小錢者、曰時錢、其稍淨者、曰鄉貨錢、純制錢者、曰典錢、

以銀易錢、相錢議價、錢既參錯、用者不便、乃計所易之錢、折受番銀、故番銀之價、昂於庫銀と云ひ且その流通の始に就て余年四十歲^{三四}乾隆以前、尙無番銀之名、有商人自閩粵攜回者、號稱洋錢、市中不甚行也、唯聘婚者、取其飾觀、酌用無多、價略與市銀相等と述べ更に今錢法不能畫一、而使番銀之用、廣於庫銀、小錢之利、數倍制錢、不知其流安極とて番銀又稱洋銀、名亦不一、曰雙柱、曰倭婆、曰三工、曰四工、曰小潔、曰小花、曰大戳、曰爛版、曰蘇版、價亦大有低昂、作偽滋起⁽¹⁸⁾と説明して居る。思ふに西紀一七七〇年前には墨銀の輸入もなほ多からず洋錢と唱へて結納用に用ゐられしものか、茲に雙柱とあるはヘルキユレスの柱を刻せる墨銀なることは云ふまでも無い。扱夢痕錄に就て墨銀の市價の高低を記せば、乾隆五十七年には番銀一圓、舊易錢六百三四十文、此時亦幾及一千矣⁽²⁰⁾とあり、更に嘉慶元年には每番銀一圓、直制錢一千七八九十文、市肆交易、竟有作錢一千一百三四十至七八十者⁽²¹⁾と云ふて居る。更にその年のうちに騰貴して制錢一千二百數十文から遂に三百餘文となつた⁽²²⁾が、翌年には十月初、番銀一圓、易制錢一千二百文、逐日遞減、不浹旬、每圓止直錢八百文⁽²³⁾となつた。五年には番銀一圓、秋閒猶直制錢八百七十八文、十月漸減、至十二月、止七百六七十文⁽²⁴⁾となり、六年には

遂に番銀逐月減直、冬初毎圓止易制錢六百五十文、東鄉更減二十文、與三十年前等矣⁽²⁵⁾と云ひ得るやうになつた。七年にも番銀毎圓直錢六百五十六文⁽²⁶⁾であつた。番銀市價の昂低は大體に於ては庫平紋銀の昂低と平行して居るので、白蓮教匪の興亡と關係あるかとも思はるゝが、番銀の輸入の増加したこと偽造の出來たことも多少その價を下落せしめたことであらう。予輩は前年墨銀考を本誌に寄せた時⁽²⁷⁾我國の貨幣單位の稱呼は西紀一八六四年に鑄造されたる香港一圓銀貨に倣へるものなることを一言したが、而もこの一圓の稱呼は乾嘉の交から支那人の間に行はれたことを汪龍莊の遺書に由て知り得たので、特に之を茲に一言して置く。

(1)「望溪先生文集」卷十七、八枚。

(2)「夢痕錄餘」三十七枚。

(3)「病榻夢痕錄」卷下、五十八枚。

(4)「夢痕錄餘」五十五枚。

(5)「病榻夢痕錄」卷下、五十六—七枚。目下支那に於ける印刷費を參考までに記さんに當時流行の聚珍做宋印書局は二號文字にて排工千字洋一元、版式十行二十一字詰洋五角なり。又目下北京にて徐大總統の保護の下に乾隆殿版十行二十一字詰に倣ひ柯劭忞の「新元史」を上木中なるが寫刻費每千字洋四弗なりと云ふ。

(6)「病榻夢痕錄」卷上、五十九枚。

(7)前掲書卷下、六十五枚。

(8)「夢痕錄餘」九枚。

(9)同上、七十枚。

(10)同上、八十枚。

(11)同上、八十四—五枚。

(12)「病榻夢痕錄」卷下、五十七枚。

(13)同上、六十五枚。

(14)同上、七十九枚。

(15)「夢痕錄餘」九枚。

(16)同上、五十四枚。

(17)同上、六十四枚。

(18)石印本卷六、四枚。

(19)「病榻夢痕錄」卷下、七十九枚。

(20)同上、五十七枚。

(21)同上、七十九枚。

(22)「夢痕錄餘」五枚。

(23) 同上、九枚。

(24) 同上、五十四枚。

(25) 同上、六十四枚。

(26) 同上、六十九枚。

(27) 第九卷十一月號、并に第十卷三月號。

手形引受と合衆國金融市場(上)

堀江 歸一

一
人が銀行に就て、資金の融通を受くる方式は國の異なるに随つて、業務經營の狀態の同一ならざるが如く、其間に相違の大なるものあるを免かれず。合衆國に於て、従來人が銀行に資金の融通を仰がんとするや、自ら約束手形を振出すを常としたるが、歐洲諸國に於ては之と事例を異にし、普通に爲替手形の利用せらるゝ例の盛なるを見たり。爲替手形は貨物の賣却者たる甲が其購入者たる乙に宛て、丙に定額の貨幣を支拂うことを命令する書面たるに過ぎずと雖、乙が引受^{アクセプタンス}なる意義を表示する文字を手形の一面に記入し、署名並に日付を加ふるときは、此手形は乙の債務に歸し、満期日に其呈示を受くると共に、丙に對して支拂を爲す可きことを確認したるものと爲り、斯くて引受濟手形は歐洲諸國の銀行界に於て一般に利用せ